

臨時特例つなぎ資金

貸付制度のしおり

この資金は、離職者を支援するための公的給付制度や公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的としています

貸付の対象となる方

次の要件すべてに該当する方が対象となります。

1. 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている方で当該給付等開始までの生活に困窮している方
※住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれる方は、これに該当します
2. 本人名義の口座を有している方

— 申し込みには、上記の要件を確認できる書類（コピー可）が必要となります —

- 住宅手当支給申請書など、公的制度の申請が受理されていることがわかる書類
- 通帳の名義・口座番号・支店名等が確認できるページ（表紙の裏面）

貸付条件など

貸付上限額	100,000円以内
貸付方法	借受人名義の口座に一括送金します
貸付利率	無利子
連帯保証人	不要
返済方法	原則として、申請していた公的制度の給付金又は貸付金の交付から1月以内に、貸付金の全額を一括で償還いただきます。 ※ 公的給付等の申請が却下されたときは、却下の時から1月以内に一括償還となります ※ これによりがたい場合は、月賦償還をすることもできます

申込みから償還までの流れ

1. 相談・申込み

- (1) 相談・申込みの窓口は、兵庫県社会福祉協議会になります。
- (2) 公的制度等の申込み窓口や市区町社協の窓口にある「申込書様式一式」にある借入申込書および借用書に必要事項をご記入のうえ、必要添付書類を同封し、専用封筒にて兵庫県社会福祉協議会まで送付してください

2. 貸付審査・決定等

- (1) 借入申込み後、兵庫県社会福祉協議会で審査を行います。
 - ※兵庫県社会福祉協議会が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合は貸付できません。
 - ※借入申込者の資金の使途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額する場合があります。
 - ※貸付審査の結果により、申込みされても貸付ができない場合があります。特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後一切の申込みが出来なくなったり、法的措置をとる場合があります。
 - ※借入申込後、申請書類が整えられず1ヵ月以上経過した場合は貸付不承認とします。
 - ※貸付審査により不承認となった場合の理由は公表しません。
- (2) 貸付決定（否決）したときは、借入申込者に貸付決定（否決）通知が送付されます。

3. 償還について

- (1) 原則として、申請していた公的制度の給付金又は貸付金の交付から1月以内に、貸付金の全額を一括で償還いただきます。
 - ※ 公的給付等の申請が却下されたときは、却下の時から1月以内に一括償還となります
 - ※ これによりがたい場合は、月賦償還をすることもできます

4. 届出義務について

- (1) 住所、氏名を変更したとき
- (2) 借受人の状況に著しい状況に変化（死亡、破産等）があったとき。

5. 貸付対象外となる場合

- (1) 本会及び各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の貸付を受けた借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合
- (2) 自己破産手続き中もしくは弁護士等に債務整理を依頼中の方

申込み・相談窓口

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 生活資金部

神戸市中央区坂口通 2-1-18 県福祉センター内

TEL 078-265-1610（専用ダイヤル）

TEL 078-242-7944